

収集できる?

収集できない?

# 『特定ごみ』についてのお知らせ

今まで、可茂衛生施設利用組合(ささゆりクリーンパーク)での処理が困難のため、町で収集していないごみのうち、次のごみについては、『特定ごみ』として収集します。



## 『特定ごみ』として収集する物

- 石綿含有物、FRP製品  
(スレート、サーフボード、浴槽など)
- 石類(石臼、大理石、つけもの石など)
- 珪藻土製品、石膏製品  
(七輪、ドライボード、石膏ボードなど)
- 飛散性の無い断熱材(グラスウールなど)
- 陶磁器、コンクリート類とそれ以外が  
組み合わさった製品(物干し台、花瓶付き造花など)
- 家庭用耐火金庫、電気温水器、ボウリング球など

## 『特定ごみ』の収集方法

特定ごみの収集は、次の2つの方法にて行います。

- ①町許可業者への直接持ち込み
- ②町許可業者による戸別収集

いずれの場合も、随時、町許可業者にご連絡してください。

### 【町許可業者】

小森産業(株)

美濃加茂市加茂野町市橋1129 ☎0574-54-1283

(株)橋本(ひまわりクリーンセンター八百津工場)

加茂郡八百津町野上455-1 ☎0574-63-1111(本社)

※『特定ごみ』は、月1回の不燃ごみ収集日に収集しません。必ず『特定ごみ』の収集方法を守ってください。

## 『特定ごみ』収集に係る手数料

特定ごみの収集にあたって、処理手数料が必要となります。処理手数料は直接、町許可業者にお支払いください。

処理  
手数料

1品目につき  
10kgごと

# 500円

なお、町許可業者による戸別収集の場合、処理手数料のほか、収集・運搬料金などの別料金が必要となります。詳しくは直接、町許可業者にご確認ください。

## 町で収集できないごみ

次のごみについては、処理が困難なため、引き続き、町で収集できません。

- 引火性・爆発性のあるもの  
(プロパンガスボンベ、自動車・バイクなどのバッテリー、塗料など)
- 農薬、医療廃棄物  
(容器入り薬品、除草剤、劇薬、消毒薬、注射針、感染症の疑いのある廃棄物など)
- 破碎処理できないもの  
(鉄骨材、浄化槽、ピアノ、土砂類、エンジン付き農機具、自動車・バイクなどのタイヤ・ホイール、バイク、電動自転車、電動カート、マッサージチェアなど)
- モーター、消火器、ドラム缶、  
飛散性のある断熱材など

## 処理方法

町で収集できないごみを処理したい場合は、次の方法で処理するようお願いいたします。なお、処理するにあたって、処理料金、収集・運搬料金などの料金が必要となります。

- ①過去に購入したか、買い替えをする小売店に引き取ってもらう。
- ②メーカー、専門業者に引き取ってもらう。
- ③町許可業者に処理を委託する。  
(処理を委託できない場合がありますので、直接、町許可業者にご確認ください。)

問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407